

X i サービス契約約款

[ 改正 ]

第1章～第14章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1～第2 (略)

第2 付加機能使用料

1 適用 (略)

2 料金額

区 分		単 位	料金額 (月額)	
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
(略)		(略)	(略)	
遠隔管理機能 (あんしんマネージャー)	基本機能	タイプA	基本額 (1 契約ごとに)	250 円 ( 270 円)
		タイプB	基本額 (1 契約ごとに)	250 円 ( 270 円)
		タイプC	基本額 (1 契約ごとに)	400 円 ( 432 円)
	追加機能	閉域接続機能	加算額 (1 契約ごとに)	100 円 ( 108 円)

第2表～第6表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～29 (略)	(略)
30 遠隔管理機能 (あんしんマネージャー) (1) 基本機能 当社のインターネットホームページ等から、次のア又はイに定める機能のうち、契約者が選択した機能に係る操作を行うことができる機能をいいます。 ア この機能を利用している契約者 (タイプ A を選択している者	(1) X i 及び X i ユビキタスに限り提供します。 (2) 遠隔管理機能には、タイプ A (i モード機能 (14 欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。)) の提供を受けているものに限ります。) に接続されている当社が定める端末設備 (特定端末設備を除きます。) に限り利用することができます。) とタイプ B (sp モード機能 (8 欄に

[ 現行 ]

第1章～第14章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1 (略)

第2 付加機能使用料

1 適用 (略)

2 料金額

区 分		単 位	料金額 (月額)	
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
(略)		(略)	(略)	
遠隔管理機能 (あんしんマネージャー)	基本機能	タイプA	基本額 (1 契約ごとに)	250 円 ( 270 円)
		タイプB	基本額 (1 契約ごとに)	250 円 ( 270 円)
	追加機能	閉域接続機能	加算額 (1 契約ごとに)	100 円 ( 108 円)

第2表～第6表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～29 (略)	(略)
30 遠隔管理機能 (あんしんマネージャー) (1) 基本機能 当社のインターネットホームページ等から、次のア又はイに定める機能のうち、契約者が選択した機能に係る操作を行うことができる機能をいいます。 ア この機能を利用している契約者 (タイプ A を選択している者	(1) X i 及び X i ユビキタスに限り提供します。 (2) 遠隔管理機能には、タイプ A (i モード機能 (14 欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。)) の提供を受けているものに限ります。) に接続されている当社が定める端末設備 (特定端末設備を除きます。) に限り利用することができます。) とタイプ B (sp モード機能 (8 欄に

<p>に限りず。)は、次に定める機能を利用することができます。</p> <p>(ア) おまかせロック設定機能</p> <p>第 78 条の 4 (おまかせロック等) に規定するおまかせロック及びに端末ロックに係る一部の操作を、その契約者が他の X i 及び F O M A に係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。</p> <p>(イ) i モード通信履歴閲覧機能</p> <p>第 81 条の 2 ( i モード通信履歴の閲覧) に規定する i モード通信履歴の閲覧に係る一部の操作を、その契約者が他の X i 及び F O M A に係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。</p> <p>(ウ) ドコモ接続設定機能</p> <p>17 欄に規定する i モードケータイデータお預かり機能に係る一部の操作を、その契約者が他の X i 及び F O M A に係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。</p> <p>(エ) 電話帳設定機能</p> <p>17 欄に規定する i モードケータイデータお預かり機能に係る一部の操作を、その契約者が他の X i 及び F O M A に係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。</p> <p>(オ) ブラウザ利用制限機能</p> <p>i モード機能において、当社が指定する方法に限り情報を受信できるようにする機能をいいます。</p> <p>(カ) 一斉同報機能</p> <p>当社が定める方法により契約者識別番号を使用して送信する i モード電子メールを受信できるようにする機能をいいます。</p> <p>(キ) 遠隔初期化機能</p> <p>契約者回線に接続されている端末設備 (この機能を利用するために必要な機能を有するものに限りず。以下この欄において同じとします。) に記録されたデータを消去するための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにする機能をいいます。</p> <p>(ク) 遠隔カスタマイズ機能</p> <p>契約者回線に接続されている端末設備の機能制限等をするための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにする機能をいいます。</p> <p>イ この機能を利用している契約者 (タイプ B を選択している者に限りず。)は、次に定める機能を利用することができます。</p> <p>(ア) 端末ロック設定機能</p> <p>契約者回線に接続されている端末設備 (当社が定めるものに限りず。以下この欄において「特定端末設備」といいます。) において、その端末設備の一部の機能を停止するための信号又はドコモ U I M カードの一部の機能を停止するための信号をその契約者回線に送出する操作を、その契約者が他の F O M A</p>	<p>規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。) の提供を受けているものに限りず。) 、 moperaU 機能 (2 欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。) の提供を受けているものに限りず。) 又は (ビジネス mopera インターネット機能 (4 欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。) の提供を受けているものに限りず。) に接続されている特定端末設備に限り利用することができます。) 及びタイプ C (i モード機能、sp モード機能、moperaU 機能又はビジネス mopera インターネット機能の提供を受けているものに限りず。) に接続されている端末設備 (当社が定めるもの (タイプ A 又はタイプ B に係るものを除きます。) に限り利用することができます。) があります。</p> <p>(3) i モード通信履歴閲覧機能については、i モード機能の提供を受けている契約者に限り、利用することができます。</p> <p>(4) i モード通信履歴閲覧機能を利用するときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>(5) ドコモ接続設定機能及びブラウザ利用制限機能については、タイプ A に係るものは i モード機能、タイプ B 又はタイプ C に係るものは sp モード機能の提供を受けている契約者に限り、利用することができます。</p> <p>(6) 電話帳設定機能及び一斉同報機能については、タイプ A に係るものは i モード機能、タイプ B に係るものは sp モード機能 moperaU 機能又はビジネス mopera インターネット機能の提供を受けている契約者に限り、利用することができます。</p> <p>(7) 閉域接続機能の提供を受けている契約者は、ブラウザ利用制限機能及びドコモ接続設定機能を利用することができません。</p> <p>(8) 本機能を選択するときは、あらかじめ 1 の管理グループ (本機能を選択する F O M A、F O M A ユビキタス、X i 及び X i ユビキタスにより構成される回線群をいいます。以下、この欄において同じとします。) を指定して当社に申し出ていただきます。この場合、その申し出が新たに管理グループを構成する申出であるときは、その管理グループ代表回線 (管理グループを代表する 1 の X i 又は F O M A をいいます。以下この欄において同じとします。) を合わせて申し出ていただきます。</p> <p>(9) 当社は、契約者から新たに管理グループを構成する申出があったとき、遠隔管理機能に係る操作を行うために必要となる暗証番号を管理グループ代表回線契約者回線へ送信します。</p> <p>(10) 契約者は、本機能を利用するときは、当社が定める方法により対象となる端末設備をあらかじめ登録していただき</p>	<p>に限りず。)は、次に定める機能を利用することができます。</p> <p>(ア) おまかせロック設定機能</p> <p>第 78 条の 4 (おまかせロック等) に規定するおまかせロック及びに端末ロックに係る一部の操作を、その契約者が他の X i 及び F O M A に係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。</p> <p>(イ) i モード通信履歴閲覧機能</p> <p>第 81 条の 2 ( i モード通信履歴の閲覧) に規定する i モード通信履歴の閲覧に係る一部の操作を、その契約者が他の X i 及び F O M A に係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。</p> <p>(ウ) ドコモ接続設定機能</p> <p>17 欄に規定する i モードケータイデータお預かり機能に係る一部の操作を、その契約者が他の X i 及び F O M A に係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。</p> <p>(エ) 電話帳設定機能</p> <p>17 欄に規定する i モードケータイデータお預かり機能に係る一部の操作を、その契約者が他の X i 及び F O M A に係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。</p> <p>(オ) ブラウザ利用制限機能</p> <p>i モード機能において、当社が指定する方法に限り情報を受信できるようにする機能をいいます。</p> <p>(カ) 一斉同報機能</p> <p>当社が定める方法により契約者識別番号を使用して送信する i モード電子メールを受信できるようにする機能をいいます。</p> <p>(キ) 遠隔初期化機能</p> <p>契約者回線に接続されている端末設備 (この機能を利用するために必要な機能を有するものに限りず。以下この欄において同じとします。) に記録されたデータを消去するための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにする機能をいいます。</p> <p>(ク) 遠隔カスタマイズ機能</p> <p>契約者回線に接続されている端末設備の機能制限等をするための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにする機能をいいます。</p> <p>イ この機能を利用している契約者 (タイプ B を選択している者に限りず。)は、次に定める機能を利用することができます。</p> <p>(ア) おまかせロック設定機能</p> <p>契約者回線 ((2) のア) に規定する閉域接続機能の提供を受けている場合を除き、sp モード機能 (33 欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。) の提供を受けているものに限りず。) に接続されている端末設備 (当社が定める</p>	<p>規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。) の提供を受けているものに限りず。) に接続されている特定端末設備に限り利用することができます。) があります。</p> <p>(3) i モード通信履歴閲覧機能については、i モード機能の提供を受けている契約者に限り、利用することができます。</p> <p>(4) i モード通信履歴閲覧機能を利用するときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>(5) ドコモ接続設定機能、電話帳設定機能、ブラウザ利用制限機能及び一斉同報機能については、タイプ A に係るものは i モード機能、タイプ B に係るものは sp モード機能の提供を受けている契約者に限り、利用することができます。</p> <p>(6) 閉域接続機能の提供を受けている契約者は、ブラウザ利用制限機能及びドコモ接続設定機能を利用することができません。</p> <p>(7) 本機能を選択するときは、あらかじめ 1 の管理グループ (本機能を選択する F O M A、F O M A ユビキタス、X i 及び X i ユビキタスにより構成される回線群をいいます。以下、この欄において同じとします。) を指定して当社に申し出ていただきます。この場合、その申し出が新たに管理グループを構成する申出であるときは、その管理グループ代表回線 (管理グループを代表する 1 の X i 又は F O M A をいいます。以下この欄において同じとします。) を合わせて申し出ていただきます。</p> <p>(8) 当社は、契約者から新たに管理グループを構成する申出があったとき、遠隔管理機能に係る操作を行うために必要となる暗証番号を管理グループ代表回線契約者回線へ送信します。</p> <p>(9) 契約者は、本機能を利用するときは、当社が定める方法により対象となる端末設備をあらかじめ登録していただきます。</p> <p>(10) 契約者は、前項の規定により登録された端末設備の変更があったときは、当社が定める方法により新たに対象となる端末設備を登録していただきます。</p> <p>(11) 一斉同報機能を利用している契約者は、この機能を利用して送信した i モード電子メール又は通知の確認のために必要な情報の送信に係る当社が定める情報を確認することができます。</p> <p>(12) 当社は、遠隔初期化機能又は遠隔カスタマイズ機能の利用に伴い発生する損害については、第 63 条 (責任の制限) の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、端末設備に係る情報の変化若しくは消失、動作不良又は第三者との紛議により生じた損害その他の損害に</p>
---	--	--	--

<p>及びX i に係る操作と合わせて行うこと。</p> <p>(イ) ドコモ接続設定機能 特定端末設備において、sp モード機能及び第 74 条に規定する無線 IP アクセスサービスに係る一部の操作を、その契約者が他のX i 及びF O M A に係る操作と合わせて行うこと。</p> <p>(ウ)電話帳設定機能 特定端末設備において、当社が設置した電気通信設備（当社が定めるものに限ります。）に保存されたデータの受信に係る操作を、その契約者が他のX i 及びF O M A に係る操作と合わせて行うこと。</p> <p>(エ) ブラウザ利用制限機能 spモード機能において、当社が指定する方法に限り情報を受信できるようにすること。</p> <p>(オ) 一斉通報機能 当社が定める方法による通知の確認のために必要な情報を送信できるようにすること。</p> <p>(カ) 遠隔初期化機能 特定端末設備に記録されたデータを消去するための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにすること。</p> <p>(キ) 遠隔カスタマイズ機能 特定端末設備の機能制限等をするための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにすること。</p> <p><u>ウ この機能を利用している契約者（タイプCを選択している者に限ります。）は、次に定める機能を利用することができます。</u></p> <p><u>(ア) 端末ロック設定機能</u> 契約者回線に接続されている特定端末設備において、その端末設備の一部の機能を停止するための信号又はドコモU I M カードの一部の機能を停止するための信号をその契約者回線に送出する操作を、その契約者が他のF O M A 及びX i に係る操作と合わせて行うこと。</p> <p><u>(イ) ドコモ接続設定機能</u> 特定端末設備において、sp モード機能及び第 74 条に規定する無線 IP アクセスサービスに係る一部の操作を、その契約者が他のX i 及びF O M A に係る操作と合わせて行うこと。</p> <p><u>(ウ) ブラウザ利用制限機能</u> spモード機能において、当社が指定する方法に限り情報を受信できるようにすること。</p> <p><u>(エ) 遠隔初期化機能</u> 特定端末設備に記録されたデータを消去するための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにすること。</p> <p><u>(オ) 遠隔カスタマイズ機能</u> 特定端末設備の機能制限等をするための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにすること。</p>	<p>す。</p> <p>(11) 契約者は、前項の規定により登録された端末設備の変更があったときは、当社が定める方法により新たに対象となる端末設備を登録していただきます。</p> <p>(12) 一斉通報機能を利用している契約者は、この機能を利用して送信した i モード電子メール又は通知の確認のために必要な情報の送信に係る当社が定める情報を確認することができます。</p> <p>(13) 当社は、遠隔初期化機能又は遠隔カスタマイズ機能の利用に伴い発生する損害については、第 63 条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、端末設備に係る情報の変化若しくは消失、動作不良又は第三者との紛議により生じた損害その他の損害については、一切の責任を負いません。</p> <p>(14) 遠隔初期化機能、遠隔カスタマイズ機能又は特定端末設備管理機能を利用している契約者は、契約者回線に接続されている端末設備に係る情報を取得するために必要な情報を受信することができます。</p> <p>(15) (14)によるほか、契約者（タイプB 及びタイプC の提供を受けている者）に限ります。）は、契約者回線に接続されている端末設備について、アプリケーション（当社が定めるもの）に限り、その設定を行うことができます。</p> <p>(16) 契約者は、閉域接続機能を利用するときは、あらかじめ第 11 種接続装置を指定していただきます。ただし、その第 11 種接続装置に係るビジネス mopera サービスが、専用回線等接続サービス契約約款に規定する付加機能（代表機能を除きます。）の提供を受けているときは、指定することができません。</p> <p>(17) (16)の規定によるほか、契約者は、閉域接続機能を利用するときは、当社が定める方法によりあらかじめ契約者識別番号を登録していただきます。</p> <p>(18) 閉域接続機能を利用するときは、(17)の規定により登録した契約者識別番号の数に応じて、料金表第 1 表第 2 に規定する加算額の支払いを要します。</p> <p>(19) この機能に係る操作方法、操作項目その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。（注）(19)に規定する当社が別に定めるところは、「あんしんマネージャーサービス利用規約」に定めるところによります。</p>	<p>す。）において、第 78 条の4に規定するおまかせロック及び端末ロックに係る一部の操作を、その契約者が他のF O M A 及びX i に係る操作と合わせて行うこと。</p> <p>(イ) ドコモ接続設定機能 特定端末設備において、sp モード機能及び第 74 条に規定する無線 IP アクセスサービスに係る一部の操作を、その契約者が他のX i 及びF O M A に係る操作と合わせて行うこと。</p> <p>(ウ)電話帳設定機能 特定端末設備において、当社が設置した電気通信設備（当社が定めるものに限ります。）に保存されたデータの受信に係る操作を、その契約者が他のX i 及びF O M A に係る操作と合わせて行うこと。</p> <p>(エ) ブラウザ利用制限機能 spモード機能において、当社が指定する方法に限り情報を受信できるようにすること。</p> <p>(オ) 一斉通報機能 当社が定める方法による通知の確認のために必要な情報を送信できるようにすること。</p> <p>(カ) 遠隔初期化機能 特定端末設備に記録されたデータを消去するための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにすること。</p> <p>(キ) 遠隔カスタマイズ機能 特定端末設備の機能制限等をするための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにすること。</p> <p>(2) 追加機能 この機能を利用している契約者（タイプB を選択している者）に限ります。）は、閉域接続機能（第 11 種接続装置（専用回線等接続サービス契約約款に規定するイーサネット接続用）に係るものであって、当社が別に定めるもの）に限ります。以下この欄において同じとします。）を介して、特定端末設備に係る遠隔管理機能に関する操作を行うことができるようにする機能をいいます。）を利用することができます。</p>	<p>ついては、一切の責任を負いません。</p> <p>(13) 遠隔初期化機能、遠隔カスタマイズ機能又は特定端末設備管理機能を利用している契約者は、契約者回線に接続されている端末設備に係る情報を取得するために必要な情報を受信することができます。</p> <p>(14) (13)によるほか、契約者（タイプB の提供を受けている者）に限ります。）は、契約者回線に接続されている端末設備について、アプリケーション（当社が定めるもの）に限ります。）の設定を行うことができます。</p> <p>(15) 契約者は、閉域接続機能を利用するときは、あらかじめ第 11 種接続装置を指定していただきます。ただし、その第 11 種接続装置に係るビジネス mopera サービスが、専用回線等接続サービス契約約款に規定する付加機能（代表機能を除きます。）の提供を受けているときは、指定することができません。</p> <p>(16) (15)の規定によるほか、契約者は、閉域接続機能を利用するときは、当社が定める方法によりあらかじめ契約者識別番号を登録していただきます。</p> <p>(17) 閉域接続機能を利用するときは、(16)の規定により登録した契約者識別番号の数に応じて、料金表第 1 表第 2 に規定する加算額の支払いを要します。</p> <p>(18) この機能に係る操作方法、操作項目その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。（注）(18)に規定する当社が別に定めるところは、「あんしんマネージャーサービス利用規約」に定めるところによります。</p>
---	---	---	--

(2) 追加機能

この機能を利用している契約者（タイプB又はタイプCを選択している者に限ります。）は、閉域接続機能（第 11 種接続装置（専用回線等接続サービス契約約款に規定するイーサネット接続用に係るものであって、当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）を介して、特定端末設備に係る遠隔管理機能に関する操作を行うことができるようにする機能をいいます。）を利用することができます。

別表 3～別表 9 （略）

附則（平成 28 年 2 月 24 日経企第 1840 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 28 年 3 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

別表 3～別表 9 （略）

F O M A サービス契約約款

[ 改正 ]

第1章～第13章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1 (略)

第2 付加機能使用料

1 適用 (略)

2 料金額

2-1 2-2以外のもの

区 分		単 位	料金額 (月額)	
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
(略)		(略)	(略)	
遠隔管理機能 (あんしんマネージャー)	基本機能	タイプA	基本額 (1 契約ごとに)	250 円 ( 270 円)
		タイプB	基本額 (1 契約ごとに)	250 円 ( 270 円)
		タイプC	基本額 (1 契約ごとに)	400 円 ( 432 円)
		タイプD	基本額 (1 契約ごとに)	250 円 ( 270 円)

2-2 (略)

第3～第7 (略)

第2表～第7表 (略)

別表1 (略)

[ 現行 ]

第1章～第13章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1 (略)

第2 付加機能使用料

1 適用

2 料金額

2-1 2-2以外のもの

区 分			単 位	料金額 (月額)	
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
(略)			(略)	(略)	
遠隔管理機能 (あんしんマネージャー)	基本機能	タイプA	基本額 (1 契約ごとに)	250 円 ( 270 円)	
		タイプB	基本額 (1 契約ごとに)	250 円 ( 270 円)	

2-2 (略)

第3～第7 (略)

第2表～第7表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～44 (略)	(略)
45 遠隔管理機能 (あんしんマネージャー)	(1) F O M A (共用 F O M Aに係るものを除きます。以下この欄において同じとします。)に限り提供します。
(1) 基本機能 当社のインターネットホームページ等から、次のア又はイに定める機能のうち、契約者が選択した機能に係る操作を行うことができる機能をいいます。	(2) 遠隔管理機能には、 <u>タイプ A (i モード機能 (7 欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。)) の提供を受けているもの</u> に限ります。)に接続されている端末設備 (当社が定めるもの (タイプ B に係るものを除きます。)) に限り利用することができます。)、 <u>タイプ B (sp モード機能 (33 欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。)) の提供を受けているもの</u> に限ります。)、 <u>タイプ C (i モード機能、sp モード機能、moperaU 機能 (15 欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。)) 又は (ビジネス mopera インターネット機能 (23 欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。)) の提供を受けているもの</u> に限ります。)
ア この機能を利用している契約者 (タイプ A を選択している者)に限ります。)	(3) <u>タイプ D (sp モード機能の提供を受けているもの)に限ります。)</u> に接続されている端末設備 (当社が定めるもの (タイプ A 又はタイプ B に係るものを除きます。)) の提供を受けているものに限ります。)
(ア) おまかせロック設定機能 第 91 条の 5 (おまかせロック等) に規定するおまかせロック及びに端末ロックに係る一部の操作を、その契約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。	(4) <u>タイプ A、タイプ B 又はタイプ C に係るものを除きます。)</u> に限り利用することができます。)
(イ) i モード通信履歴閲覧機能 第 98 条の 2 (i モード通信履歴の閲覧) に規定する i モード通信履歴の閲覧に係る一部の操作を、その契約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。	(5) i モード通信履歴閲覧機能については、i モード機能の提供を受けている契約者に限り、利用することができます。
(ウ) ドコモ接続設定機能 7 欄に規定する i モード機能に係る一部の操作を、その契約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。	(6) i モード通信履歴閲覧機能を利用するときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。
(エ) 電話帳設定機能 21 欄に規定する i モードケータイデータお預かり機能に係る一部の操作を、その契約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。	(7) ドコモ接続設定機能、電話帳設定機能、ブラウザ利用制限機能及び一斉同報機能については、タイプ A に係るものは i モード機能、タイプ B に係るものは sp モード機能の提供を受けている契約者に限り、利用することができます。
(オ) ブラウザ利用制限機能 i モード機能において、当社が指定する方法に限り情報を受信できるようにする機能をいいます。	(8) 本機能を選択するときは、あらかじめ 1 の管理グループ (本機能を選択する F O M A、F O M A コピキタス、X i 及び X i コピキタスにより構成される回線群をいいます。以下、この欄において同じとします。)を指定して当社に申し出ていただきます。この場合、その申し出が新たに管理グループを構成する申出であるときは、その管理グループ代表回線 (管理グループを代表する 1 の X i 又は F O M A をいいます。以下この欄において同じとします。))を合わせて申し出ていただきます。
(カ) 一斉同報機能 当社が定める方法により契約者識別番号を使用して送信する i モード電子メールを受信できるようにする機能をいいます。	(9) 当社は、契約者から新たに管理グループを構成する申出があったとき、遠隔管理機能に係る操作を行うために必要となる暗証番号を管理グループ代表回線契約者回線へ送信します。
(キ) 遠隔初期化機能 契約者回線に接続されている端末設備 (この機能を利用するために必要な機能を有するもの)に限ります。以下この欄において同じとします。)に記録されたデータを消去するための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにする機能をいいます。	(10) 契約者は、本機能を利用するときは、当社が定める方法により対象となる端末設備をあらかじめ登録していただきます。
(ク) 遠隔カスタマイズ機能 契約者回線に接続されている端末設備の機能制限等をす	(11) 契約者は、前項の規定により登録された端末設備の変更があったときは、当社が定める方法により新たに対象となる端末設備を登録していただきます。
	(12) 一斉同報機能を利用している契約者は、この機能を利

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～44 (略)	(略)
45 遠隔管理機能 (あんしんマネージャー)	(1) F O M A (共用 F O M Aに係るものを除きます。以下この欄において同じとします。)に限り提供します。
(1) 基本機能 当社のインターネットホームページ等から、次のア又はイに定める機能のうち、契約者が選択した機能に係る操作を行うことができる機能をいいます。	(2) 遠隔管理機能には、 <u>タイプ A (i モード機能 (7 欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。)) の提供を受けているもの</u> に限ります。)
ア この機能を利用している契約者 (タイプ A を選択している者)に限ります。)	(3) <u>タイプ B (sp モード機能 (33 欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。)) の提供を受けているもの</u> に限ります。)
(ア) おまかせロック設定機能 第 91 条の 5 (おまかせロック等) に規定するおまかせロック及びに端末ロックに係る一部の操作を、その契約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。	(4) <u>タイプ A に係るものを除きます。)</u> に限り利用することができます。)
(イ) i モード通信履歴閲覧機能 第 98 条の 2 (i モード通信履歴の閲覧) に規定する i モード通信履歴の閲覧に係る一部の操作を、その契約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。	(5) i モード通信履歴閲覧機能については、i モード機能の提供を受けている契約者に限り、利用することができます。
(ウ) ドコモ接続設定機能 7 欄に規定する i モード機能に係る一部の操作を、その契約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。	(6) i モード通信履歴閲覧機能を利用するときは、あらかじめ当社に申し出ていただきます。
(エ) 電話帳設定機能 21 欄に規定する i モードケータイデータお預かり機能に係る一部の操作を、その契約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。	(7) ドコモ接続設定機能、電話帳設定機能、ブラウザ利用制限機能及び一斉同報機能については、タイプ A に係るものは i モード機能、タイプ B に係るものは sp モード機能の提供を受けている契約者に限り、利用することができます。
(オ) ブラウザ利用制限機能 i モード機能において、当社が指定する方法に限り情報を受信できるようにする機能をいいます。	(8) 本機能を選択するときは、あらかじめ 1 の管理グループ (本機能を選択する F O M A、F O M A コピキタス、X i 及び X i コピキタスにより構成される回線群をいいます。以下、この欄において同じとします。)を指定して当社に申し出ていただきます。この場合、その申し出が新たに管理グループを構成する申出であるときは、その管理グループ代表回線 (管理グループを代表する 1 の X i 又は F O M A をいいます。以下この欄において同じとします。))を合わせて申し出ていただきます。
(カ) 一斉同報機能 当社が定める方法により契約者識別番号を使用して送信する i モード電子メールを受信できるようにする機能をいいます。	(9) 当社は、契約者から新たに管理グループを構成する申出があったとき、遠隔管理機能に係る操作を行うために必要となる暗証番号を管理グループ代表回線契約者回線へ送信します。
(キ) 遠隔初期化機能 契約者回線に接続されている端末設備 (この機能を利用するために必要な機能を有するもの)に限ります。以下この欄において同じとします。)に記録されたデータを消去するための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにする機能をいいます。	(10) 契約者は、本機能を利用するときは、当社が定める方法により対象となる端末設備をあらかじめ登録していただきます。
(ク) 遠隔カスタマイズ機能 契約者回線に接続されている端末設備の機能制限等をす	(11) 契約者は、前項の規定により登録された端末設備の変更があったときは、当社が定める方法により新たに対象となる端末設備を登録していただきます。
	(12) 一斉同報機能を利用している契約者は、この機能を利

<p>るための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにする機能をいいます。</p> <p>イ この機能を利用している契約者（タイプ B を選択している者に限ります。）は、次に定める機能を利用することができます。</p> <p>(ア) 端末ロック設定機能  <u>契約者回線に接続されている端末設備において、その端末設備の一部の機能を停止するための信号又はドコモ U I Mカードの一部の機能を停止するための信号をその契約者回線に送出する操作を、その契約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うこと。</u></p> <p>(イ) ドコモ接続設定機能      特定端末設備において、sp モード機能及び第 88 条の 3 に規定する無線 IP アクセスサービスに係る一部の操作を、その契約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うこと。</p> <p>(ウ) 電話帳設定機能      特定端末設備において、当社が設置した電気通信設備（当社が定めるものに限ります。）に保存されたデータの受信に係る操作を、その契約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うこと。</p> <p>(エ) ブラウザ利用制限機能      sp モード機能において、当社が指定する方法に限り情報を受信できるようにすること。</p> <p>(オ) 一斉同報機能      当社が定める方法による通知の確認のために必要な情報を送信できるようにすること。</p> <p>(カ) 遠隔初期化機能      特定端末設備に記録されたデータを消去するための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにすること。</p> <p>(キ) 遠隔カスタマイズ機能      特定端末設備の機能制限等をするための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにすること。</p> <p><u>ウ この機能を利用している契約者（タイプ C を選択している者に限ります。）は、次に定める機能を利用することができます。</u></p> <p>(ア) 端末ロック設定機能  <u>契約者回線に接続されている特定端末設備において、その端末設備の一部の機能を停止するための信号又はドコモ U I Mカードの一部の機能を停止するための信号をその契約者回線に送出する操作を、その契約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うこと。</u></p> <p>(イ) ドコモ接続設定機能      特定端末設備において、sp モード機能及び第 88 条の 3</p>	<p>る契約者に限り、利用することができます。</p> <p>(8) 本機能を選択するときは、あらかじめ 1 の管理グループ（本機能を選択する F O M A、F O M A コピキタス、X i 及び X i コピキタスにより構成される回線群をいいます。以下、この欄において同じとします。）を指定して当社に申し出ていただきます。この場合、その申し出が新たに管理グループを構成する申出であるときは、その管理グループ代表回線（管理グループを代表する 1 の X i 又は F O M A をいいます。以下この欄において同じとします。）を合わせて申し出ていただきます。</p> <p>(9) 当社は、契約者から新たに管理グループを構成する申出があったとき、遠隔管理機能に係る操作を行うために必要となる暗証番号を管理グループ代表回線契約者回線へ送信します。</p> <p>(10) 契約者は、本機能を利用するときは、当社が定める方法により対象となる端末設備をあらかじめ登録していただきます。</p> <p>(11) 契約者は、前項の規定により登録された端末設備の変更があったときは、当社が定める方法により新たに対象となる端末設備を登録していただきます。</p> <p>(12) 一斉同報機能を利用している契約者は、この機能を利用して送信した i モード電子メール又は通知の確認のために必要な情報の送信に係る当社が定める情報を確認することができます。</p> <p>(13) 当社は、遠隔初期化機能又は遠隔カスタマイズ機能の利用に伴い発生する損害については、第 80 条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、端末設備に係る情報の変化若しくは消失、動作不良又は第三者との紛議により生じた損害その他の損害については、一切の責任を負いません。</p> <p>(14) 遠隔初期化機能、遠隔カスタマイズ機能又は特定端末設備管理機能を利用している契約者は、契約者回線に接続されている端末設備に係る情報を取得するために必要な情報を受信することができます。</p> <p>(15) (14)によるほか、契約者（タイプ B 及びタイプ C の提供を受けている者に限ります。）は、契約者回線に接続されている端末設備について、アプリケーション（当社が定めるものに限ります。）の設定を行うことができます。</p> <p>(16) この機能に係る操作方法、操作項目その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。      (注) (16)に規定する当社が別に定めるところは、「あんしんマネージャーサービス利用規約」に定めるところによります。</p>	<p>るための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにする機能をいいます。</p> <p>イ この機能を利用している契約者（タイプ B を選択している者に限ります。）は、次に定める機能を利用することができます。</p> <p>(ア) おまかせロック設定機能      契約者回線（sp モード機能（33 欄に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限ります。）に接続されている端末設備（当社が定めるものに限ります。以下この欄において「特定端末設備」といいます。）において、第 91 条の 5 に規定するおまかせロック及び端末ロックに係る一部の操作を、その契約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うこと。</p> <p>(イ) ドコモ接続設定機能      特定端末設備において、sp モード機能及び第 88 条の 3 に規定する無線 IP アクセスサービスに係る一部の操作を、その契約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うこと。</p> <p>(ウ) 電話帳設定機能      特定端末設備において、当社が設置した電気通信設備（当社が定めるものに限ります。）に保存されたデータの受信に係る操作を、その契約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うこと。</p> <p>(エ) ブラウザ利用制限機能      sp モード機能において、当社が指定する方法に限り情報を受信できるようにすること。</p> <p>(オ) 一斉同報機能      当社が定める方法による通知の確認のために必要な情報を送信できるようにすること。</p> <p>(カ) 遠隔初期化機能      特定端末設備に記録されたデータを消去するための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにすること。</p> <p>(キ) 遠隔カスタマイズ機能      特定端末設備の機能制限等をするための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにすること。</p>	<p>用して送信した i モード電子メール又は通知の確認のために必要な情報の送信に係る当社が定める情報を確認することができます。</p> <p>(11) 当社は、遠隔初期化機能又は遠隔カスタマイズ機能の利用に伴い発生する損害については、第 80 条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、端末設備に係る情報の変化若しくは消失、動作不良又は第三者との紛議により生じた損害その他の損害については、一切の責任を負いません。</p> <p>(12) 遠隔初期化機能、遠隔カスタマイズ機能又は特定端末設備管理機能を利用している契約者は、契約者回線に接続されている端末設備に係る情報を取得するために必要な情報を受信することができます。</p> <p>(13) (12)によるほか、契約者（タイプ B の提供を受けている者に限ります。）は、契約者回線に接続されている端末設備について、アプリケーション（当社が定めるものに限ります。）の設定を行うことができます。</p> <p>(14) この機能に係る操作方法、操作項目その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。      (注) (14)に規定する当社が別に定めるところは、「あんしんマネージャーサービス利用規約」に定めるところによります。</p>
--	--	--	--

に規定する無線 IP アクセスサービスに係る一部の操作を、その契約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うこと。

(ウ) ブラウザ利用制限機能

sp モード機能において、当社が指定する方法に限り情報を受信できるようにすること。

(エ) 遠隔初期化機能

特定端末設備に記録されたデータを消去するための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにすること。

(オ) 遠隔カスタマイズ機能

特定端末設備の機能制限等をするための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにすること。

エ この機能を利用している契約者（タイプDを選択している者に限ります。）は、次に定める機能を利用することができます。

(ア) おまかせロック設定機能

第 91 条の 5（おまかせロック等）に規定するおまかせロック及びに端末ロックに係る一部の操作を、その契約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うことができる機能をいいます。

(イ) ドコモ接続設定機能

特定端末設備において、sp モード機能及び第 88 条の 3 に規定する無線 IP アクセスサービスに係る一部の操作を、その契約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うこと。

(ウ) 電話帳設定機能

特定端末設備において、当社が設置した電気通信設備（当社が定めるものに限ります。）に保存されたデータの受信に係る操作を、その契約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うこと。

(エ) ブラウザ利用制限機能

sp モード機能において、当社が指定する方法に限り情報を受信できるようにすること。

(オ) 遠隔初期化機能

特定端末設備に記録されたデータを消去するための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにすること。

(カ) 遠隔カスタマイズ機能

特定端末設備の機能制限等をするための情報を自動的に取得するために必要な情報を受信できるようにすること。

別表 3～別表 9 (略)

附則 (平成 28 年 2 月 24 日経企第 1840 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 28 年 3 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

別表 3～別表 9 (略)